

持続可能な地域づくりプログラムの推進

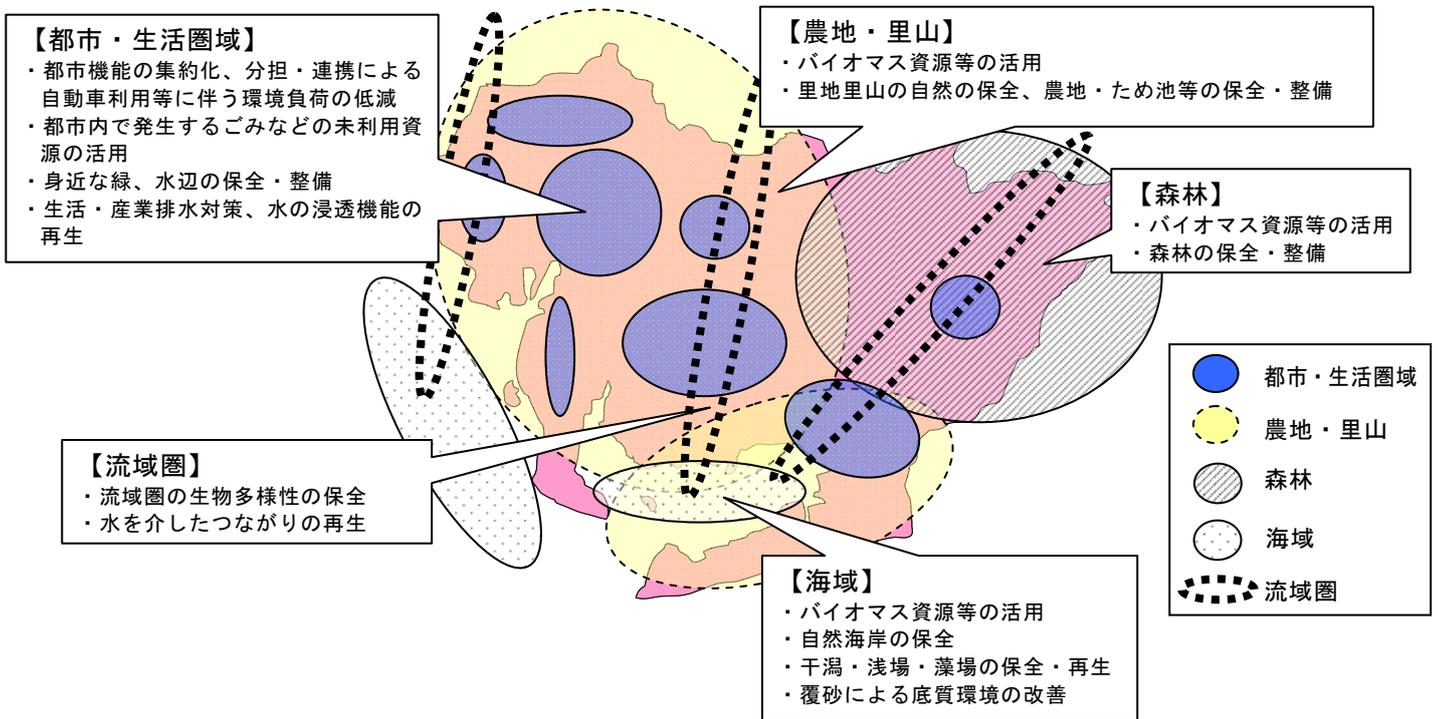
- 今日の環境問題は、日常生活や社会経済活動に起因していると同時に、地球温暖化や資源の枯渇など空間的・時間的な広がりを持っています。その解決には、現在の社会経済システムを持続可能なものに変革していく必要があります。
- そのためには、「地球温暖化の防止」、「資源の循環」、「自然との共生」などの取組を個々に進めるのみではなく、「都市構造のあり方」、「資源・エネルギーの利活用のあり方」、「農林水産業を通じた多面的機能の発揮」など、地域づくりの様々な分野において、持続可能性という観点を織り込んでいく必要があります。
- このため、施策体系の5つの柱に掲げた施策を、持続可能な地域づくりという観点から様々な行政分野が連携して取り組む横断的なプログラムとして再構成し、「持続可能な地域づくりプログラム」として推進していきます。

【「持続可能な地域づくりプログラム」の方向性】

- ・ 「都市構造」について、自動車利用やエネルギー消費の抑制を図る観点から、機能の集約化と分担・連携を図る。
- ・ 「資源・エネルギーの利活用」を循環を基本としたものへ変革する。
- ・ 「森と緑」、「水」、「生物」を私たちの生存や社会経済活動を支える共有の社会資本として捉え直し、保全・再生するとともに、適切な利活用を図る。

持続可能な地域づくりプログラム

プログラム名	施策体系との関係					地域づくりにおける主な効果
	脱温 暖化	資源 循環	自然 共生	安全 安心	参加 協働	
①コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり	○		○		○	○自動車利用の抑制 ○都市近郊の緑地や農地の保全 ○街のにぎわいの再生 など
②ゼロエミッション・コミュニティの形成	○	○			○	○ごみの減量化・資源の有効利用 ○エネルギー供給の多元化 ○環境ビジネスの創出 など
③山から街までの豊かな緑の実現	○		○		○	○大気・水の安定的な供給 ○美しい景観や安らぎの場の提供 ○土砂災害などの防止 など
④生きもののにぎわいの保全と再生			○		○	○自然環境の保全 ○食料等の生物資源の確保 ○農林水産業の活性化 など
⑤環伊勢湾の水循環の再生			○	○	○	○水質の改善 ○潤いのある生活空間の確保 ○水資源の確保 など



1 コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり

【背景】

- 本県は、世界的な自動車の生産拠点であるとともに、自動車保有台数が全国一であるなど自動車依存率が高い交通体系を特徴としています。
- また、本県では、自動車の普及と郊外における都市化の進展により、中心市街地の空洞化が進むとともに、都市の拡散が顕在化しています。
- こうした都市構造は、自動車利用の増大に伴うエネルギー消費の拡大等を通じて環境に負荷を与えています。さらに、自動車を利用できない住民の生活利便性の確保、中心市街地の空洞化に伴うまちの歴史、文化の喪失といった様々な課題も生じています。
- さらに、今後、人口が減少し、新規の開発の必要性が低下していく中で、既存の社会資本の有効活用を図ることが必要となります。
- このため、中心市街地や駅周辺の拠点地区に、様々な都市機能を集約化し、誰もが暮らしやすく、エネルギー使用や環境負荷の少ないコンパクトな街づくりを進めていくことが求められます。

【目指す姿】

- 住居や商業、医療、福祉などの様々な都市機能が、中心市街地や駅周辺の拠点地区に集まっており、生活に必要なサービスが歩いて移動できる範囲に確保されています。
- 新エネルギー、省エネルギー設備が取り入れられた住宅や建築物が普及しています。また、住宅や建築物の長寿命化が図られています。
- 徒歩や公共交通機関の利用を中心とした移動手段が確保されています。また、地域の中で利用できるカーシェアリングや公共交通機関の活用と一体となったパーク・アンド・ライドなど、環境にやさしい自動車利用が普及しています。

【具体的な取組】

● 中心市街地への都市機能の集約

- ・ 中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法のまちづくり3法の適切な運用により、中心市街地への都市機能の集約を図ります。
- ・ 「都市計画区域」の再編、「都市計画区域マスタープラン」の制定等、都市計画の総見直しを実施することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。
- ・ 「あいち商店街アクションプラン」に基づき、「がんばる商店街推進事業費補助金」等の活用を通じて、商店街と市町村等を一体的・集中的に支援します。
- ・ 「愛知県商業・まちづくりガイドライン」に基づき、市町村による大規模小売店舗の適正な立地誘導の促進、大規模小売店舗の出店情報の早期提供による事前協議の円滑化、企業の社会的責任としての地域貢献活動の促進を図ります。
- ・ 都市構造と環境負荷の関係に関する情報収集・提供を図ります。

● 街なか居住の促進

- ・ 「愛知県街なか居住推進ガイドライン」に基づき、市町村による街なか居住の計画づくり等の取組を支援します。
- ・ 暮らし・にぎわい再生事業等の各種制度を活用し、中心市街地における空き家、空き地の活用や既存建築物の活用など、市町村、民間やNPO、地域住民等による取組を支援します。
- ・ 市街地再開発事業、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド等を活用し、市町村、民間による住宅供給を支援します。

● **環境に配慮した住宅・建築物の普及促進**

- ・ 住宅太陽光発電施設の設置について、市町村と協調した助成を実施するなど、新エネルギー設備の導入を進めます。
- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の仕組みを活用し、愛知らしい環境共生住宅に関する基準を定めるとともに、環境共生住宅や環境住まい市民活動を認定・表彰する「あいち環境住まい認定制度（仮称）」を創設します。
- ・ 「あいちエコ住宅ガイドライン」を活用し、県内キャラバン活動を実施するなど、普及啓発を進めます。
- ・ 県営住宅の建替えにあたり、モデル的な環境共生住宅の整備を行います。
- ・ 住宅や建築物の空間を活用した緑化推進方策の充実を検討するとともに、県有施設等の緑化を推進します。

● **環境にやさしい交通体系の構築**

- ・ 歩道の拡幅の推進など、歩行者空間の整備を進めます。
- ・ 自転車レンタル事業実施マニュアルを活用し、市町村に自転車レンタル事業の導入を働きかけるなど、自転車利用を促進します。
- ・ バス事業の活性化に対する国、市町村との協調補助や、サイクル・アンド・ライド、パーク・アンド・ライドの促進など、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ カーシェアリングやエコドライブの促進など環境にやさしい自動車利用を進めるとともに、エコカー導入への助成など、エコカーの普及拡大を進めます。
- ・ ETCや道路交通情報システムの整備促進や、特定非営利活動法人ITS Japanの「環境ITS」プロジェクトへの参画など、ITSの活用を図ります。

2 ゼロエミッション・コミュニティの形成

【背景】

- 社会全体で廃棄物の最終処分量を限りなくゼロに近づけるためには、地域社会や産業、経済の中に資源循環をシステムとして組み込み、資源循環がビジネスとして成り立ち、環境負荷の低減にもつながる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本県には、人口、産業、都市機能の集積や豊かな自然環境の存在を背景に、様々な未利用資源が豊富に存在しています。
- また、モノづくり産業において、環境負荷の低減や資源の効率的な利用を図る高度な環境技術が集積しているとともに、産・学・行政の協働による資源循環の取組が継続的に展開されています。
- さらに、愛知万博では、会場内で発生したごみを活用し、エネルギー供給を行う世界初の試みが行われました。
- 本県では、こうした地域の様々なポテンシャルを活かし、持続可能な社会の形成を目指すため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました。
- この構想に基づき、リサイクル技術とエネルギー技術を県内各地の特性を踏まえて効果的に組み合わせることによって、未利用資源・エネルギーの地域内循環を進める新しいビジネスを創出・事業化し、これを県域全体へと拡げ、地域社会におけるゼロエミッション・コミュニティの具体化を進めていきます。

【目指す姿】

- 廃棄物やバイオマス、自然エネルギーなどを有効に活用したエネルギーシステムが構築されるなど、限られた資源の効率的な活用が実現し、快適な環境が保全された地域が実現しています。
- 未利用資源とエネルギーの効率的な活用や環境に配慮した製品づくりなどを支える技術開発、事業開発が活発化するなど、愛知発の環境ビジネスが経済の成長と地域の活力を支え、地域を活性化しています。
- 身近なエネルギー源・廃棄物の有効活用や環境活動を通じた人と人のコミュニケーションの活発化など、環境に配慮したライフスタイルが新しい生活習慣として定着し、地域コミュニティの活性化と安全・安心の確保が図られています。

【具体的な取組】

- 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の総合的推進
 - ・ 大学や企業の有識者、行政の参加による「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想推進委員会」を設置し、構想の総合的な推進方向や方策を検討するとともに、進捗状況や成果を検証します。

- ・ 「あいち資源循環推進センター」を拠点として、「循環ビジネス創出会議」、「エコタウン推進会議」の開催や、民間派遣の循環ビジネス創出コーディネーターによる事業化に向けた相談、指導などにより、先導的・効果的な循環ビジネスの創出・発掘を図ります。
- ・ 先導的リサイクル施設の整備、循環ビジネスの事業化検討に対する助成を実施します。

● ゼロエミッションの先導的な事業モデルの事業化

- ・ 構想で示した9つの事業モデルを始めとした先導的な循環ビジネスの事業化に向けた検討を進め、先導事例としていきます。
- ・ 個々の事業モデルごとに有識者、企業、行政等で構成する検討会を設置し、システム計画・仕様などの事業スキームや、補助制度などの支援策の検討、事業可能性の有無などについて具体的な検討・協議を進めていきます。
- ・ 構想で示した9つの事業モデル以外の新規の事業モデルについて検討し、様々な事業モデルの事業化を進めます。

【検討を進める具体的な事業モデルの例】

① バイオマスネットワーク事業

- ・ 家畜排せつ物をメタンガス化し、発生ガスの供給・利用、残渣のたい肥利用等を検討 等

② 木質バイオマスの製鋼原燃料利用

- ・ 木くずを炭化する施設を設置し、製鋼業等での利用を検討 等

③ 製造業と農業の連携による資源循環型温室栽培事業

- ・ 工場等の隣接地の温室に、コージェネレーションの排熱と排CO₂の供給を検討 等

④ 工場排熱の鉄道によるオフライン輸送

- ・ 工場排熱を蓄熱タンクに蓄え、鉄道で輸送し、都市部の熱需要施設での利用を検討 等

● ゼロエミッション・コミュニティ形成に向けた意識の醸成

- ・ シンポジウムや講演会の開催による構想の理念の普及啓発や人材育成を図ります。

3 山から街までの豊かな緑の実現

【背景】

- 森と緑は、地球温暖化の防止、水源かん養、生物多様性保全などの環境保全機能だけでなく、山崩れの防止、震災による火災時の延焼防止など多様な公益的機能を有しており、その恩恵は広く県民全体が享受していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。
- 愛知県には、三河山間部を中心とする「森林」、名古屋圏を中心とする「都市の緑」、その中間に位置する「里山林」と、守るべき森と緑が多く存在しています。
- そこで、森や緑を県民共有の財産と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、県民全体で守り育てていくための新たな施策が必要です。
- 森と緑のための施策は可能な限り早期に、かつ、集中的に取り組む必要があるため、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する必要があります。
- こうした認識の下、県ではこれからの森と緑づくりのために必要な施策とその費用負担のあり方についての検討を行うために「森と緑づくりのための税制検討会議」を設置しました。平成19年3月検討会議から知事に報告書が提出されましたが、以下はその主な内容です。

【目指す姿】

- 「山から街まで、緑豊かな愛知」が実現し、森や緑が持つ環境保全や防災、景観形成などの公益的機能が十分に高められ、県民が安心して快適に暮らしています。
- 県民、NPO、行政が協働、連携して森や緑の保全に取り組んでいます。

【新たな施策展開のイメージ】

- **都市の緑の充実**
 - ・ 都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防ぐため公有化して積極的に保全を図ります。
 - ・ 民有地における敷地や屋上・壁面などの緑化を促進するための有効な支援制度を創設するなど、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する支援を行います。
 - ・ 県民参加による緑化推進のための新たな普及啓発活動を推進します。
 - ・ 都市の顔となる地区において景観形成に資する美しい並木を創出します。
- **里山林の保全・活用**
 - ・ 地域の特性や多様なニーズに応じ、県民や地域との協働によるモデル的な里山林整備を各地で実施します。
 - ・ 竹林の侵入や枯損木の発生等により健全な状態に回復することが困難な里山林の再生に取り組めます。

● 放置された森林の再生

- ・ 奥地や公道沿いの人工林など、採算性が悪く林業活動では整備が困難な森林の間伐を実施します。

● 施策実施のための財源確保

- ・ 森や緑の公益的機能の恩恵は全ての県民に及ぶことなどから、施策実施のための財源として、県民が広く負担する税制度の導入が適当と考えられます。

4 生きもののにぎわいの保全と再生

【背景】

- 多様な生物とそれらが構成する多様な生態系を意味する生物多様性は、水源のかん養や温室効果ガスの吸収、災害の防止、安全な水の確保など、私たちの生存を支える基盤となるものです。また、食料や燃料、工業原料、レクリエーション資源などとして有用な価値を持つとともに、山間地域や里山地域、沿岸地域などの地域特性に応じた伝統や文化を生み出す源泉ともなり、私たちの豊かな暮らしを支える貴重な財産でもあります。
- しかしながら、人口増加や経済成長に伴う人間活動の増大、農林水産業における担い手の減少や高齢化、人と自然との関わり方の変化、移入種による地域の生態系のかく乱などにより、生物多様性が著しく損なわれてきています。
- 本県では、貴重な自然を有する地域の保全、希少野生動植物の保護、有害鳥獣対策、移入種対策など、それぞれの課題に応じた取組を進めていますが、今後の自然環境施策の方向性を得るため、愛知県環境審議会から平成19年3月に答申を得た「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」を踏まえ、「生物多様性の保全」を基本理念とした総合的・戦略的な施策展開を図っていきます。

【目指す姿】

- 森林、農地、水辺等の多様な自然環境において、その地域特性に応じた生物多様性が保全されるとともに、自然資源の持続的利用が可能な十分な質と量の自然環境が確保されています。
- 地域個体群間の交流により野生動植物の生息・生育数が維持されるとともに、遺伝子の多様性の保全が図られる生態系ネットワークが形成されています。
- 本県の特徴ともいえる湧水湿地や特異な地形地質に依存している貴重な生態系が保全されています。

【具体的な取組】

● 生態系ネットワークの維持・形成

- ・ 愛知県国土利用計画や自然公園地域、森林地域、都市地域などの各種土地利用計画の策定段階において、生態系ネットワークの維持・形成に配慮します。
- ・ 自然公園法、愛知県立自然公園条例、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した自然公園や自然環境保全地域の優れた自然を生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）として保全します。
- ・ 生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）について、新たな地域指定や拡張の検討を進めます。
- ・ 多自然川づくりの推進などを通じた生物の移動経路を確保します。

● 希少野生動植物種の保護等の推進

- ・ 希少野生動植物種の中でも、特に個体の保護を必要とする種については捕獲や採取、所持、譲渡等の規制を検討するとともに、特に生息・生育地の保全が必要な場合には環境改変行為、立ち入りなどの規制が行える保護区の設定などの検討を進めます。
- ・ 鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区・休猟区の指定による狩猟の禁止・休止や、鳥獣保護員による監視、指導等により、野生鳥獣の保護を図ります。
- ・ 生息数の増加や生息域の拡大により、農林業被害等を起こしているカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の調整、被害防除対策等を推進します。
- ・ 防止対策モデル地域の活動支援や被害防止資材の導入に対する助成など、有害鳥獣による農林水産物被害の防止対策を進めます。
- ・ 生態系のかく乱等を引き起こす移入種について、放逐や植栽・播種を規制するとともに、「外来種捕獲手法マニュアル」などにより、普及啓発を図ります。
- ・ 希少野生動植物種の保護の必要性や、移入種が本県の生態系に及ぼす影響などについて、県民の理解を深めるため、広く県民に周知を図ります。

● 自発的な自然環境保全活動の促進

- ・ 「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」、「弥富野鳥園」などにおいて、環境学習を推進します。
- ・ 「あいちエコツアーガイド」の活用等によるエコツーリズムや、都市と農山漁村の交流を促進するモデルルートの作成等によるグリーンツーリズムを促進します。

● 調査研究機能の充実

- ・ レッドデータブックあいちの定期的見直しなど、希少野生動植物、指標種の継続的なモニタリングを行います。
- ・ 環境調査センターにおける自然環境分野の調査・研究機能を強化します。

● 総合的・戦略的な施策の推進

- ・ 生物多様性の保全を総合的・戦略的に進めるための先導的な施策の実行計画となる「あいち自然環境保全戦略（仮称）を策定・推進します。
- ・ 生物多様性に対する意識の向上を図るとともに、地域が一体となった取組を進めるための契機として、2010年の生物多様性条約締約国会議（COP10）を誘致・開催します。

5 環伊勢湾の水循環の再生

【背景】

- 本県の公共用水域の水質は、漸次改善されてきていますが、都市とその周辺の中小河川や湖沼、海域では、改善が進んでいないところがあります。
- また、森林や農地をとりまく状況の変化などによる雨水の保水・かん養機能の低下、都市域での雨水が浸透しにくい面積の増加などによる水の流れの分断など、水循環が変化したことにより、都市とその周辺の河川や海域の水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少、都市型水害の発生などの問題も生じています。
- さらに、河川などでの水質汚濁は、水道水の異臭味等の利水上の問題を引き起こすだけでなく、身近な水辺から人々を遠ざけるなど、水に対する人々の親近感の希薄化を招いています。
- こうした水を巡る様々な課題は、これまでの汚濁物質の排出規制のみに着目した対策という限定的な見方や取組だけでは、常に移動し、形を変えて循環する水についての総合的な問題の解決には不十分であることを示しています。
- このため、これまでの治水、利水、環境などの各分野ごとの対応から、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境などの水環境を全体で捉えるとともに、環境だけではなく治水、利水などを含めた、水をとりまく総合的な視点に立ち、県民、事業者、民間団体、行政といった水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい連携して対応する必要があります。

【目指す姿】

- 安全で安心な生活用水、工業用水、農業用水、水産用水が利用できます。
- 水源かん養機能や保水機能が確保され、渇水や水害が少なく、生活や産業を支える水量が確保されています。
- 動植物が、それぞれに適した水環境で生息・生育し、地域に特有の多様な生態系を形づくるとともに、動植物が持っている水質浄化機能が、健全な水循環を支えています。
- 地域の風土の中で醸成され育まれた水に関わる祭りや風習などの水文化や習俗が保存され、人と水とが親しむ機会が増えています。また、生活や産業での水の使い方を工夫して、身近に水の流れが感じられ、水を大切にする地域づくりが進んでいます。

【具体的な取組】

● 流域が一体となった取組の促進

- ・ 「あいち水循環再生基本構想」に基づき、尾張・西三河・東三河の3地区ごとに、県民や事業者、民間団体、行政からなる「水循環再生地域協議会」を設置し、水循環の再生に向けた行動計画を策定・推進します。
- ・ 「水循環再生地域協議会」が実施する水循環再生につながる取組の効果的な実施手法を確立するためモデル的な取組に対する支援を行います。
- ・ 国と東海三県一市で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進します。
- ・ 水源基金による取組など、上・下流域が連携した森林整備を進めます。

- ・ 川などの健康状態を総合的に判断するために作成した「水循環再生指標」を活用した県民参加によるモニタリング活動を推進します。

● きれいな水づくり

- ・ 「全県域汚水適正処理構想」に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を進めます。
- ・ 富栄養化の原因となる窒素・リンの削減を図るため、下水処理場の高度処理対応を進めます。
- ・ 生活排水対策重点地域において、生活排水処理施設の整備を積極的に進めるとともに、生活排水クリーンキャンペーンや水質パトロール事業などの啓発活動を推進します。
- ・ 「水質総量削減計画」に基づき、工場、事業場等における汚濁負荷の低減を図ります。
- ・ 農地や市街地等から降雨等に伴って排出される汚濁負荷量を削減するため、環境保全型農業の推進や市街地における浸透機能の確保等を進めます。

● 豊かな水づくり

- ・ 森林や農地の有する保水などの水源かん養機能を向上させるために、森林や農地の整備・保全を推進します。
- ・ 「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池の整備・保全を図ります。
- ・ 雨水貯留・浸透施設や透水性舗装の整備など、市街地における雨水の貯留浸透機能を確保します。
- ・ 水道用水などの効率的利用を推進するとともに、県民などの節水意識の高揚を図ります。

● 多様な生態系を育む水辺づくり

- ・ 自然海岸や干潟・浅場・藻場の保全・再生を進めます。
- ・ 覆砂による底質環境の改善を図ります。
- ・ 多自然川づくり基本指針に基づき、河川環境の整備と保全を進めます。
- ・ 水生生物の調査などを通じて、県民の水辺における生態系保全に対する意識を高めていきます。

● ふれあいの水辺づくり

- ・ ふるさとの川整備事業や水辺プラザ整備事業、水辺スポット整備事業など地域と連携した水辺の交流拠点の整備を推進します。
- ・ 河川、海岸愛護活動報奨制度などにより、県民参加の水辺空間の保全を支援します。
- ・ 陸域から流入して海に堆積するごみの問題について、漁業者とも連携した対策を推進します。
- ・ 親しみやすい水辺景観の保全や水文化の保存・伝承を推進します。

第5章 計画の推進・進行管理

1 各主体に期待される役割

- 本計画の推進にあたっては、県民、事業者、民間団体、行政といった各主体のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、自主的、積極的な取組を進めていく必要があります。

(1) 県民の役割

- 私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、現在のライフスタイルを見直すとともに、環境の負荷や改善に向けて身近なことから率先して行動していくことが期待されます。なお、こうした活動は、豊かな自然とのふれあいや様々な人たちと出会う機会となったり、省エネ・省資源による家計の節約になるなど、私たちの生活に潤いや豊かさをももたらすものであり、楽しみながら実践していくことが効果的です。

【期待される取組の例】

	主な取組事例
環境について学び、考える	<ul style="list-style-type: none">・子どもの頃からの自然体験・家族での環境問題についての話し合い・環境に関するイベントや講演会などへの参加
省エネに心がける	<ul style="list-style-type: none">・冷房は 28℃、暖房は 18℃を目安にした冷暖房の適正な温度設定・スイッチをこまめに切るなど電力の節約・買い換え時の省エネルギー型家電製品の選択・コンロの火加減の調節などガスの節約
ごみの削減など 3R に努める	<ul style="list-style-type: none">・必要以上の買いものをしない・買い物袋を持参したり、過剰な包装は断る・再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品の選択・修理できるものは修理して再利用・ごみの分別とリサイクルの推進・冷蔵庫、洗濯機等を廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき適切に処理
水を大切に使う	<ul style="list-style-type: none">・流しのゴミ受けや水切り袋の利用・食器洗いや洗濯で使う洗剤の削減・食用油はできるだけ使い切り、残ったものは回収運動に協力・下水道供用区域内での下水道への早期接続、下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置・洗面や入浴の際の節水・洗濯時の風呂の残り湯の利用
環境に配慮した食生活をする	<ul style="list-style-type: none">・食材を無駄なく利用・食べ残しをせず、調理くず等の生ごみ量を削減・「地産地消」の推進

環境にやさしい住まいづくりを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や高効率給湯機、保温や断熱性に優れた窓ガラスなど、省エネ型の家づくり ・住宅等の新築やリフォーム時の県産材の活用 ・庭木や生け垣、花壇の設置など、身のまわりの緑化の推進
環境に配慮した自動車利用を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・近くへは徒歩や自転車を利用 ・公共交通機関の利用を優先 ・低燃費で低排出ガスのエコカーを選択 ・アイドリングストップなどエコドライブの実施
地域の環境活動に積極的に参加する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われる集団回収や事業者が行う資源回収への協力 ・フリーマーケットやリサイクルショップの活用 ・地域の清掃活動への参加 ・植樹や自然観察会などのイベントへの参加

(2) 事業者の役割

- 事業活動は、様々な資源やエネルギーを消費し、環境へ与える影響が大きいことから、各種法令や規則の確実な遵守が必要です。また、企業の社会的責任、事業活動の持続可能性といった観点から環境活動を実践するとともに、率先した環境活動による企業イメージの向上や優れた環境技術による競争力の強化など、環境の取組を事業経営の発展に活かしていく視点も求められます。

【期待される取組の例】

業種	主な取組事例
事業活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入など自主的な環境配慮の推進 ・「環境報告書」等による情報公開、地域住民とのコミュニケーションの推進 ・冷暖房の適正利用や省エネ機器の導入など省エネルギーの推進 ・再生製品や再生可能な製品などグリーン購入の推進 ・ごみの分別の徹底、リサイクルの推進 ・節水の励行、雨水や再生水の利用など、適切な水利用の推進 ・エコカーの導入、エコドライブの推進、公共交通機関の積極利用 ・ペーパーレス化やSOHOなど情報通信技術の適切な活用 ・従業員への環境教育、従業員が行う環境保全活動の支援 ・企業の社会的責任の一環として、環境保全活動の実践、支援 ・事業所の景観配慮、周辺環境との調和、敷地内の緑化
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー制度の活用 ・農業用廃棄物の適正処理 ・バイオマス資源の有効活用 ・農地やため池等の適正管理による環境保全機能の維持向上 ・「地産地消」の推進 ・多様な森林の造成と適正な管理 ・漁場環境の保全や水産資源の適切な管理
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた商品開発 ・環境技術の研究開発の推進 ・エネルギーや資源の適正利用 ・規制対象物質の使用削減、汚染物質の排出削減 ・化学物質の適正な管理、リスクコミュニケーションの推進

業種	主な取組事例
建設業・鉱業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した工法の積極的な採用 ・再生材、木材における県産材の積極利用 ・建設廃棄物の循環利用、適正処理 ・省資源、省エネルギー型の建築の積極的な導入
エネルギー供給業	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー転換効率の向上 ・自然エネルギーの活用や分散型電源の開発など、新エネルギーの開発
廃棄物処理業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正管理、適正処理 ・分別回収、再資源化の推進 ・マニフェスト制度の遵守 ・施設の適正な維持・管理 ・情報公開や地域住民とのコミュニケーションの推進
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの導入、エコドライブの推進 ・輸送効率の向上 ・鉄道・海運の積極的な活用
卸・小売業、飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない商品や地元の農作物の販売の推進 ・過剰包装の抑制、買い物袋の持参の促進 ・ばら売り、量り売りの推進 ・ごみの分別徹底やリサイクルの推進 ・調理くず、食品残さの削減、リサイクルの推進
金融・保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する事業活動への融資・投資 ・環境保全活動を促す金融商品の開発
観光・レジャー関連業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進

(3) 民間団体の役割

- 県民などにより組織された民間団体は、それぞれの専門性や個別性を生かし、行政では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことができます。こうした特性を活かし、自主的・積極的な活動を一層進めるとともに、他の民間団体や行政、事業者と協働した取組を進めていくことが期待されます。

【期待される取組の例】

主な取組事例
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル活動や清掃活動、植林活動など地域の環境の保全・創造活動の推進 ・県民や事業者に対する環境学習の実施 ・民間レベルでの国際環境協力を推進 ・他の民間団体、行政、事業者との協働 ・専門性を生かした提言活動

(4) 行政の役割

- 行政は、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。また、県民、民間団体、事業者などの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづくりを進めます。

【主な取組の例】

主体	主な取組事例
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4章に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進と、その成果の公表、適切な進行管理の実施 ・ 市町村が実施する環境保全施策に対する支援 ・ 県民、事業者などの各主体が自主的、積極的に環境活動を実践できるような制度の整備、人材の育成、情報提供、普及啓発等の推進 ・ 各主体間のネットワークの形成に向けた調整、連携支援 ・ 事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施 ・ 広域的な取組が必要とされる課題に対する国や隣接県との協力、連携
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の特性を十分考慮した施策の総合的かつ計画的な推進 ・ 住民、事業者などの各主体が自主的、積極的に環境活動を実践できるような制度の整備、人材の育成、情報提供、普及啓発等の推進 ・ 各主体間のネットワークの形成に向けた調整、連携支援 ・ 事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施 ・ 近隣の市町村と協力、連携した施策の推進

2 計画の推進

(1) 県民、事業者、民間団体、行政の協働による推進

- 県民、事業者、民間団体、行政の代表者等を構成する「あいち環境づくり推進協議会」の場を通じて、各主体が情報交流を図りつつ、協働して計画を推進します。

(2) 全庁的な推進体制の整備

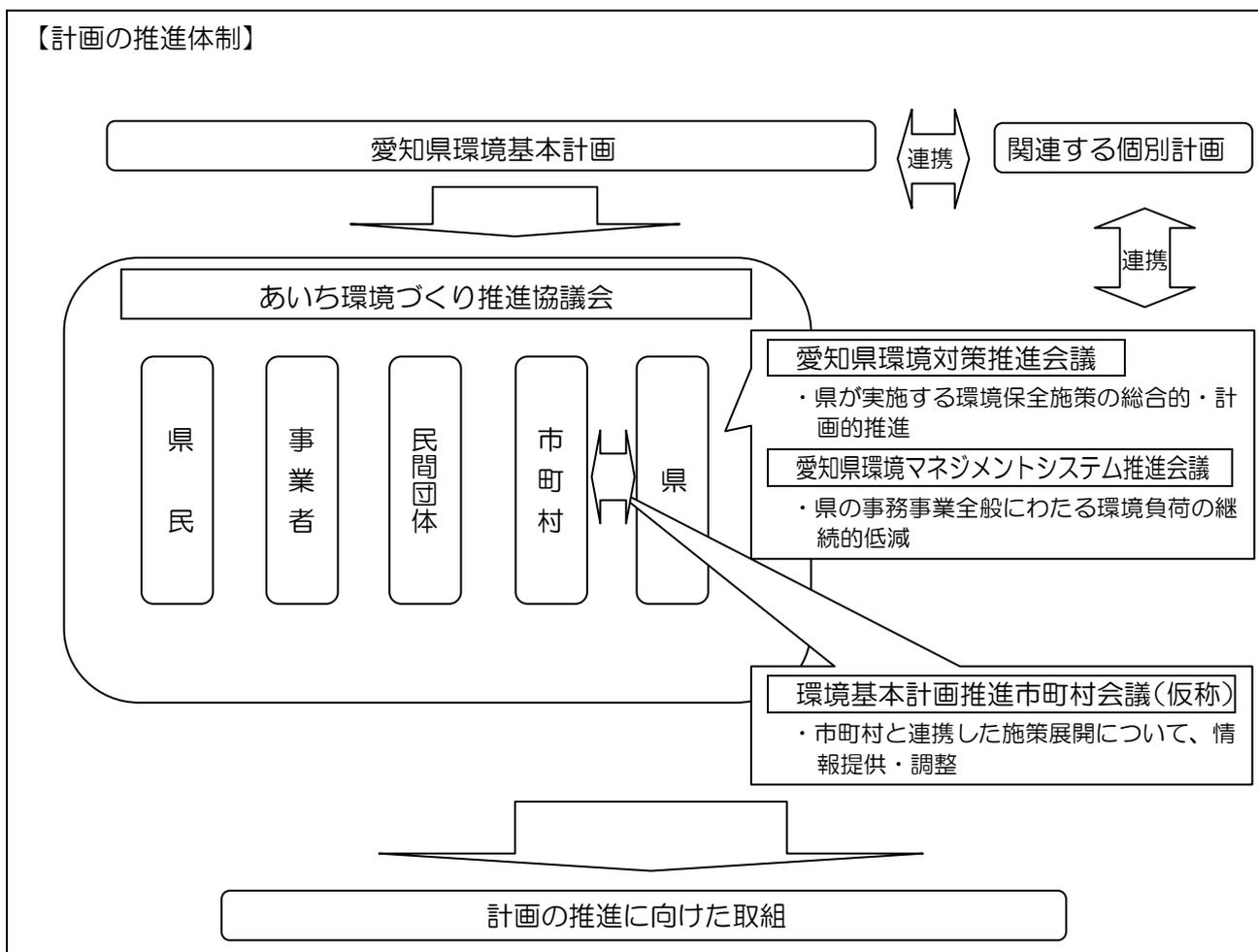
- 「愛知県環境対策推進会議」（知事をトップに県庁の各部局長等で構成）において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、関連する個別計画との連携を図ります。
- 県の事務・事業全般にわたり環境負荷の継続的削減を行うため、「愛知県環境マネジメントシステム推進会議」において、環境マネジメントシステムの推進を図ります。

(3) 市町村との連携強化

- 計画の実効性を高めるため、住民に近く、まちづくりに主体的に取り組むことができる市町村との連携を図る場として、「環境基本計画推進市町村会議（仮称）」を設置し、市町村と連携した施策の実施について、情報提供や調整を行います。

(4) 普及・広報の徹底

- 各種イベント等の活用など、あらゆる機会を通じて、計画の普及・広報を徹底します。



3 計画の進行管理

- 本計画に掲げた目標、施策については、数値目標の達成状況、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら必要な改善を行う PDCA サイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 「あいち環境づくり推進協議会」、「愛知県環境対策推進会議」において、計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、「愛知県環境審議会」に報告します。また、毎年度発行する「環境白書」において、計画の進捗状況や課題、新たな施策展開について提示します。

